

青森県報

号外第四十三号

令和八年
四月一日
(水曜日)

目次

教育委員会

○公印の印影を印刷することができる文書……………(職員福利課) ……一
○公印の印影を印刷することができる文書の廃止……………(同) ……一

公安委員会

○交通誘導警備業務に係る検定合格者の配置路線の認定……………(生活安全課) ……一
○交通誘導警備業務に係る検定合格者の配置路線の廃止……………(同) ……二
○少年指導委員の委嘱……………(人身安全課) ……三

雑報

○令和八年度調理師試験の実施について……………(保健衛生課) ……四

教育委員会

青森県教育委員会告示第二号

青森県教育委員会文書取扱規程(令和八年三月青森県教育委員会訓令甲第四号)第十六条第二項の規定により、公印の印影を印刷することができる文書を次のとおり定める。

令和八年四月一日

青森県教育委員会

一 教育職員の免許状

二 教育職員免許状授与証明書

三 青森県教育委員会免許法定講習に係る学力に関する証明書

四 教育庁及び教育機関(学校を除く。)の職員の任免等に係る辞令書

五 学校職員の任免等に係る人事異動通知書

六 教員採用選考試験に係る結果通知書

七 公立学校教頭昇任候補者選考に係る結果通知書で一度に印刷する枚数がおおむね百枚以上であるもの

八 青森県総合学校教育センターにおける研修講座の修了証

九 学校の卒業証書

十 表彰状、感謝状及び賞状で一度に印刷する枚数がおおむね百枚以上であるもの

十一 青森県営スケート場の施設に係る使用承認書

十二 青森県武道館の施設に係る使用承認書

青森県教育委員会告示第三号

平成二十五年十月一日青森県教育委員会告示第九号(公印の印影を印刷することができる文書)は、廃止する。

令和八年四月一日

青森県教育委員会

公安委員会

青森県公安委員会告示第四十六号

警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号)第二条の表の六の項の上欄の規定による青森県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の上欄に掲げる路線に応じ、同表の下欄に掲げる区間において行うものとし、令和八年十月一日から施行する。

令和八年四月一日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

国道四号	青森県の全域	区 間
国道七号	青森県の全域	
国道四五号	青森県の全域	
国道一〇四号	青森県の全域	
国道二七九号	青森県の全域	
国道三三八号	青森県の全域	
国道三四〇号	青森県の全域	
県道弘前岳鱒ヶ沢線	全域	
県道八戸野辺地線	全域	
県道三沢十和田線	全域	
県道大鰐浪岡線	全域	
県道八戸百石線	全域	
県道八戸三沢線	全域	
県道青森浪岡線	全域	

県道岩崎西目屋弘前線	全域
県道八戸環状線	全域
県道弘前鱒ヶ沢線	全域
県道青森環状野内線	全域
県道弘前平賀線	全域
県道荒川青森停車場線	全域
県道石川土手町線	全域
県道福山五所川原線	全域
県道鶴ヶ坂千刈線	全域
県道妙売市線	全域
県道後平馬屋尻線	全域
県道久栗坂造道線	全域
県道石川百田線	全域
県道弘前田舎館黒石線	全域
県道浪岡藤崎線	全域

青森県公安委員会告示第四十七号

平成二十七年二月六日付け青森県公安委員会告示第十二号（交通誘導警備に係る検

定合格者の配置路線の認定)は、令和八年九月三十日限り、廃止する。

令和八年四月一日

青森県公安委員会委員長 横町俊明

青森県公安委員会告示第四十八号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第三十八条第一項及び少年指導委員規則(昭和六十年国家公安委員会規則第二号)第二条第一項の規定により、令和八年四月一日付けで、少年指導委員を委嘱したので、同規則第二条第二項の規定により、次のとおり公示する。

令和八年四月一日

青森県公安委員会委員長 横町俊明

氏名	連絡先	活動区域
越前屋 綾子	青森警察署生活安全課 (電話 〇七三三二〇二)	青森市のうち、青森駅周辺(安方一丁目から二丁目、新町一丁目から二丁目、古川一丁目から二丁目、柳川一丁目から二丁目、本町一丁目から二丁目、本町五丁目、橋本一丁目、堤町一丁目)、観光通り周辺(緑三丁目九番から一一番、青葉三丁目五番から九番、浦町字奥野六一番地から六二九番地、浜田字豊田四六番地、浜田字豊田三五七番地から三八七番地、浜田字玉川一七七番地、浜田字玉川二〇二番地から二〇七番地、浜田字玉川二二〇番地から二二四番地、浜田字玉川二三五番地、浜田字玉川三四〇番地から三五二番地、問屋町二丁目一番から三五番、大野字若宮一八二番地、東大野二丁目五番から一三番、浜田一丁目四番、浜田三丁目一番から三番、妙見二丁目四番、妙見三丁目九番、妙見二丁目四番、妙見三丁目九番、番)はまなす町周辺(はまなす二丁目五番、八重田四丁目二番)、石江好周辺(三好一丁目から二丁目、石江字三好一七一番地、新町二丁目一八番)、港町周辺(港町二

野崎 径裕	八戸警察署生活安全課 (電話 〇七四四四四)	八戸市のうち、本八戸駅前周辺(内丸馬場一丁目から三丁目、窪町、沼館一丁目から四丁目)、長横町周辺(堤八丁目、十三日町、三日町、寺八日町、十八日町、十六日町、湖日町、柏崎二丁目、鳥屋部町、匠小路、長横町、岩泉町、類家、吹上五丁目、南類家二丁目、諏訪三丁目、上五丁目、湊高台周辺(湊高台一丁目)、ラピア周辺(江陽二丁目、江陽五丁目)、八戸駅前周辺(長苗代字前田、長苗代字内舟渡、長苗代字二丁目)、市民病院周辺(新井田西一丁目から三丁目)の区域
赤平 淳一	弘前警察署生活安全課 (電話 〇七三三二〇二)	弘前市のうち、弘前駅周辺(駅前大町一丁目、鍛冶町周辺(親方町、鍛冶町、新鍛冶町、北川端町、桶屋町、本町)、土手町周辺(土手町四番地から九四番地、一番町、松森町)、城東周辺(城東北三丁目、高崎二丁目、末広一丁目から二丁目、高田五丁目、俵一丁目、早稲田三丁目から四丁目)、泉野周辺(泉野一丁目から五丁目)、弘前警察署周辺(神田一丁目から二丁目、堅田一丁目)の区域
仲野 浩二	五所川原警察署生活安全課 (電話 〇七三三三三四)	五所川原市のうち、五所川原駅周辺(大町、旭町、東町、布屋町)、岩端町周辺(川端町、本町、寺町、岩木町)、エルム周辺(唐笠柳字藤巻、石岡字藤巻)の区域
齋藤 里香	黒石警察署生活安全課 (電話 〇七三三三三四)	黒石市のうち、徳兵衛町周辺(甲徳兵衛町、乙徳兵衛町、油横丁、寺小路、横町)、国道一〇二号周辺(浅瀬石字稲田、中川字花岡)、アクロスプラザ周辺(富士見一〇三番地)の区域及び平柳市のうち、平賀駅前周辺(本町、北柳市一番地から二七番地)の区域
今井 武		
鎌田 幸治		
山口 幸治		
工藤 浩治		
高橋 ちい		
島村 隆		
秋元 東		
長尾 敦子		
溝江 葉子		
仲野 浩二		
今野 久一		
柳沢 敦子		
小笠原 嘉		
平澤 敦子		
柳沢 敦子		

<p>中野 純 馬場 泰裕 佐藤 やえ 左館 妃呂子 安孫子 美保子</p>	<p>十和田警察署生活安全課 (電話 076-333-35)</p>	<p>生和町のうち、東三番町周辺(稲生町一四番から二〇番、東二番町二番、東三番町六番、東二番町七番、東三番町九番)、旧十和田市駅周辺(東一丁目一丁目、東一丁目四番、東一丁目七番、元町西一丁目一丁目、東一丁目三番から一四番)の区域</p>
<p>佐藤 研聖 古間木 勝弘 齊藤 彰 小笠原 牧子 宮野 楠見</p>	<p>三沢警察署生活安全課 (電話 076-513-35)</p>	<p>三沢市のうち、中央町周辺(中央町一丁目から四丁目)、幸町周辺(幸町一丁目から二丁目)、松園町周辺(松園町一丁目、大町二丁目から三丁目、南町一丁目、栄町二丁目)、及びおいらせ町のうち、木ノ下小学校周辺(青葉一丁目から六丁目、上久保六三番地)、イオンモール下田周辺(中野平、菜飯)の区域</p>
<p>木村 功 種市 安彦 菊池 政彦</p>	<p>むつ警察署生活安全課 (電話 075-313-33)</p>	<p>むつ市のうち、横迎町周辺(本町、柳町一丁目から一丁目、田名部町、新町三丁目から一丁目、小川町、小川町二丁目、小川町三丁目)、金谷町(金谷町一丁目から一丁目、金谷町二丁目、北赤川周辺(下北町一丁目から九番、下北町一丁目、仲町一丁目から三番、仲町二丁目、若松町一丁目から三番、南町一丁目から三番、赤川町一丁目から七番、南赤川町一丁目から七番)、大湊駅周辺(大湊新町一丁目から七番、大湊新町二丁目から二丁目)、旭町(中央二丁目七番)の区域</p>

雑報

令和8年度調理師試験の実施について

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第2項の規定により青森県知事から委任された調理師試験について、次のとおり実施する。

令和8年4月1日

公益社団法人調理技術技能センター
理事長 須田 勝吉

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和8年10月31日(土曜日) 午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 再試験日時

令和8年12月12日(土曜日) 午後1時30分から午後3時30分まで(災害等により(1)の日程で試験が実施できなかった場合に(2)の日程で再試験を実施)

(3) 試験会場

青森県内会場

2 受験申請書類の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和8年5月7日(木曜日)から6月3日(水曜日)まで

(2) 配布場所

公益社団法人調理技術技能センター

青森県健康医療福祉部保健衛生課

県内各保健所

青森市保健所、八戸市保健所

(3) 受験申請書類の郵送請求(青森県外などの遠隔地にお住まいの方)

令和8年5月7日(木曜日)から5月15日(金曜日)到着日まで

ア 請求方法

・住所、氏名、郵便番号を記した返信用封筒(サイズ:角型2号/240mm×332mm※A版の用紙が入る大きさ)を用意し、180円分(受験申請書類1部の場合)の郵便切手を貼付

・上記の返信用封筒を折りたたみ、別途用意した送付用封筒(サイズ不問)に入れ、「青森県調理師試験受験申請書類希望」と必ず明記し、イ請求先あ

て郵送

※2部以上必要な方は、事前に7(1)あで電話にて送料を確認

イ 請求先

東京都中央区日本橋人形町1丁目4番1号 内山ビル2階
公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当あて

3 受験申請用書類の受付日時及び場所

令和8年5月7日(木曜日)から6月3日(水曜日)まで(当日消印有効)

提出先は2(3)イと同じ

※指定の申請書類に提出書類一式を封入の上、「簡易書留」で郵送

4 受験資格

(1) 学歴

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条の規定に基づき、高等学校の入学資格を有する者(中学校卒業以上の者)

イ 旧制国民学校高等科を修了した者及び旧制中学校2年の課程を終わった者又は厚生労働大臣が同等と認める者

(2) 職歴

調理師法施行規則第4条に定める施設で、2年以上調理業務(原則週4日以上かつ1日6時間以上、特例週5日以上かつ1日5時間以上又は週6日以上かつ1日4時間以上)に従事した者

5 受験手数料

6,100円

6 合格発表の日時等

(1) 日時

令和8年12月18日(金曜日)午前10時

(再試験の場合は令和9年2月8日(月曜日)午前10時)

(2) 掲示場所

公益社団法人調理技術技能センターホームページ
県内各保健所掲示板(ただし、青森市保健所及び八戸市保健所は含みませ
ん。)

(3) ホームページ

公益社団法人調理技術技能センターホームページアドレス

<https://chouri-ggc.or.jp>

7 問い合わせ先

(1) 公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当

電話 03(3667)1815

(2) 青森県健康医療福祉部保健衛生課

電話 017(734)9213

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十四円九十五銭